

# 広島県ダンススポーツ連盟 細則

平成 15 年 1 月 1 日 (制定)

平成 15 年 4 月 13 日 (一部改正)

平成 16 年 3 月 21 日 (一部改正)

平成 16 年 9 月 20 日 (一部改正)

平成 17 年 3 月 21 日 (一部改正)

平成 18 年 3 月 19 日 (一部改正)

平成 19 年 3 月 25 日 (一部改正)

平成 24 年 3 月 11 日 (一部改正)

平成 24 年 4 月 22 日 (一部改正)

## (趣 旨)

第 1 条 この細則は、広島県ダンススポーツ連盟規約(以下「規約」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事務局)

第 2 条 連盟の事務を処理するために、事務局に次の部を置くことができる。

総務部 文書、規約、会議、渉外、その他一般の庶務に関する事項

企画部 本会の目的を達成するための企画等に関する事項

会計部 会計に関する事項

事業部 各種事業の実施に関する事項

競技部 競技会・パーティー等の競技に関する事項

(採点管理にかかるとを除く)(え)

採点管理部 競技会の採点等に関する事項(え)

登録管理部 認定サークル及び団体並びに会員及び競技選手の登録及び管理に関する事項(お)

広報部 本連盟のインターネット・ホーム・ページ及び事業等の後方に関する事項(か)

普及部 ダンススポーツの普及に関する事項

(県内を 7 ブロックに分け、各ブロックに普及員を配置)

2 前項の各部に部長(1名)副部長(2名)を置くことができる。

3 前項の部長及び副部長は、理事会で決定する。

## (加盟団体)

第 3 条 規約第 5 条に規定する本連盟に加盟しようとする団体は、別記様式第 1 号に会員名簿を添付して申請をしなければならない。(う)

2 本連盟の加盟団体は、毎年 2 月末までに次年度の活動場所、会員数等を別記様式第 2 号に会員名簿を添付して更新申請をしなければならない。(う)

3 前項の申請については、申請内容について軽微な変更の場合は、遅滞なく前項の様式により本連盟への報告にかえることができる。(う)(お)

4 理事会は、第 1 項及び第 2 項の申請があった場合これを審査し、加盟を認める時は申請者に通知するものとする。(お)

## (会 員)

第 4 条 規約第 6 条に規定する本連盟に入会しようとする者は、別記様式第 3 号により申し込まなければならない。(う)

## (代議員)

第 5 条 規約第 9 条第 2 項に規定する代議員の人数は次によるものとする。(追加)(く)

加盟団体名	代議員数	備考
広島市ダンススポーツ連盟	5名以内	
広島県ダンススポーツコンシル	3名以内	

**(代表会員)**

**第5条** 規約第14<sup>19</sup>(改正)条第2<sup>3</sup>(改正)項に規定する代表会員は、規約第5条の規定により本連盟の加盟を認められた団体の代表する者で、理事会の承認を受けた者とする。(う)(え)(く)

2 代表会員の数は、本連盟の加盟団体毎に1名とする。ただし、特に理事会で認める場合は、会員20名毎に1名追加できるものとする。(え)

**(協力会員)**

**第6条** 前条第2項の規定によりがたい場合は、特に協力会員を設けることができる。(お)

2 協力会員は、代表会員に代わるものとし、理事会の承認を受けた者とする。(お)

**(旅費)**

**第7条** 次の各号の1に該当する場合、旅費を支給する。

一 JDSF公認又は承認等の競技会でJDSFから要請があった事業、会議等のうち広島県ダンススポーツ連盟(以下「JDSF広島」という。)が特に必要と認めた事業、会議等に出席するとき

二 JDSF又は各府県連盟から要請があった事業、会議等のうちJDSF広島が特に必要と認めた事業、会議等に出席するとき

三 JDSF広島の事業展開で欠くことが出来ないとJDSF広島が特に必要と認めた資格等の修得のために出席するとき

四 県内の旅行については、旅行の距離が50キロメートルを超え、かつ前各号の規定に該当するとき。(あ)(い)

五 JDSF広島の理事会等に出席するとき(き)

2 支給の額については、原則として指定された場所に行くために要した交通費(高速料金等を含む)とする。

ただし、県内の旅行については、旅行1回につき次の金額を限度とする。(あ)(い)

旅行の距離	金額
50キロメートル未満のとき	500円(き)
50キロメートルを越え、100キロメートル以下のとき	1,000円
100キロメートルを越えるとき	3,000円

**(経費請求)**

**第8条** 前条に規定する旅費等を請求する時は、別記様式第4号により請求するものとする。(お)

2 その他の経費については、当連盟の運営に必要なものと理事会が承認した経費は前項に準ずる。(お)

**(役員等)**

**第9条** 役員とは、理事及び監事をいう。(え)(か)

2 代表者とは、役員及び協力会員をいう。(か)

**(慶弔費等)**

**第10条** 会員及び代表者の慶弔にかかる費用は、これを支出しない。ただし、理事会が本連盟の会員以外の者で特に認めた場合はこの限りでない。(お)(か)

**付 則**

1. この細則は、平成15年1月1日から施行する。(制定)

2. この細則は、平成 15 年 4 月 13 日から施行する。(一部改正)(あ)
- 2 この細則は、平成 1 6 年 3 月 2 1 日から施行する。(一部改正)(い)
- 3 この細則は、平成 1 6 年 9 月 2 0 日から施行する。(一部改正)(う)
- 4 この細則は、平成 1 7 年 3 月 2 1 日から施行する。(一部改正)(え)
- 5 この細則は、平成 1 8 年 3 月 1 9 日から施行する。(一部改正)(お)
- 6 この細則は、平成 1 9 年 3 月 2 5 日から施行する。(一部改正)(か)
- 7 この細則は、平成 2 4 年 3 月 1 1 日から施行する。(一部改正)(き)
- 8 この細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)(く)
- 9

広島県ダンススポーツ連盟会長 様

広島県ダンススポーツ連盟規約第 5 条の規定により貴連盟に加盟することを申請します

## 加盟申請書 (新規団体)

加盟団体(サークル)名	
推薦理事氏名・印 (推薦理事がない場合は申請できません)	氏名
代表(会員)者 氏名 印  〒 住所 電話  代表者は必ず JDSF 会員登録している者であること	氏名  (JDSF 会員番号) No  〒 住所 Tel
サークル活動施設名 施設住所 活動日時	公民館  所在地 毎週 時 ~ 時
サークル全体数 JDSF 会員 内数	男性 名 ・ 女性 名  男性 ( 名 ) ・ 女性 ( 名 )
研修区分(程度)	初級 ・ 中級 ・ 高等 ・ 専科
指導者氏名 プロ、アマ別 (アマで JDSF 指導員はその番号)	指導者氏名  プロ、 アマ (JDSF 指導員(No ) )
サークルの特徴 (サークルのモットー)	
活動場所付近見取図	別紙で添付してください。

太枠の中は全て記入してください。(未記入の場合は受け付けません)

- この申請書に、サークル会員名簿を添付して申請してください。
- 申請者は JDSF の会員でなければなりません。会員登録番号を記入してください。
- サークル代表者は、あくまでもサークルを代表する者とし、JDSF 会員以外でもかまいません。
- 代表会員は JDSF の会員とし、原則 1 名としてください。(代表会員は総会での発言の権利があります)
- 指導者はプロ、アマの別を 印を記入し、アマの場合で JDSF 指導員の資格のある場合は、その登録番号を記入してください。
- 推薦理事氏名(印)を必ず記入してください。未記入の場合は申請できません。

## 平成 年度 加盟団体登録報告書 (既認定団体)

広島県ダンススポーツ連盟会長 殿

つぎのとおり更新申請(報告)します

認定番号 及び登録サークル名  (変更した場合は変更後のサークル名)	号  ( )
代表会員氏名・住所	氏名  〒住所・Tel
サークル活動施設名 施設住所 活動日時	公民館  所在地 毎週 時 ~ 時
サークル会員数 (内 JDSF 会員数)	男性 名 ・ 女性 名 男性 ( 名 ) ・ 女性 ( 名 )
研究区分 指導員氏名 (アマで JDSF 指導員はその番号)	初級、 中級、 上級、 専科 指導者氏名  プロ、 アマ (JDSF 指導員 No )
その他(サークルの特徴 や変更事項を記入してください) (サークルのモットー)	

太枠の中は全て記入してください。

この用紙では新規のサークル加盟申請はできません

## 注意

- この申請書に、サークル会員名簿を添付して申請してください。
- 報告者は JDSF の代表会員とし、毎年 2 月末までに事務局あて提出してください。
- サークル名は「社交ダンス」の表現から「ダンススポーツ」の表現になるべく変更してください。
- サークル会員数はサークル全体の会員数を、( )は JDSF の登録会員数を内数で記入してください。(サークル会員であっても、JDSF の会員以外の者がいるため)
- 代表会員は JDSF の会員とし、原則 1 名としてください。(代表会員は総会での発言の権利があります。) また代表会員なしでも可。 例外として JDSF 会員数 20 人毎に 1 人追加は可能です。
- 欄内に記入できない場合は、欄外又は別紙に記載してください。

# サークル会員名簿

サークル名: \_\_\_\_\_

番号	氏名	性別	住所	会員別	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
0					

## 注意

1. 加盟申請書に添付して申請してください。
2. 用紙が不足する場合は、コピーして継ぎ足してください。
3. 会員別の欄は、JDSF 会員の場合は、 印を記入し、それ以外は X を記入してください。
4. 住所、電話番号等個人情報は、不都合の場合は未記入でもかまいません。

## 広島県ダンススポーツ連盟 会員入会申込書

広島県ダンススポーツ連盟会長 殿

貴連盟の趣旨に賛同し、\_\_\_\_\_年会費（1月～12月）一千円を添えて 入会を申し込み  
ます

氏 名(ふりがな)	
〒 住 所 (Tel)	
所属サークル名 代表会員 氏名	

注意： 所属サークル名を必ず記入してください。所属サークルが本連盟の認定サークルでない場合は、入会できません。

原則として所属サークルに入会を申し込んでください。

.....

平成 年 月 日

領 収 書

氏名 \_\_\_\_\_ 様

金額 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 年分の会費を正に領収しました

広島県ダンススポーツ連盟

氏名 \_\_\_\_\_

## 連 盟 経 費 請 求 書

広島県ダンススポーツ連盟会長 殿

次のとおり請求します

請 求 金 額	円
請 求 者 氏 名	
内 訳 ( 記 事 )	円
	円
	円
	円
	円
	円

(裏面に領収書を貼ってください)

領収金額	円
受取年月日	平成 年 月 日
受取者氏名	

1. 表に記入の上、請求してください。
2. 後日、請求金額を支給しますので、下表の領収事項に記入してください。